

特別区制度

ねらい

特別区職員にとって基本知識である特別区制度について、地方自治法等の条文を確認しながら、その特徴を理解する。

メインターゲット

都区間での事務配分や税財政制度等、特別区制度の特徴について、地方自治法等の根拠条文を読み解きながら学びたい職員。

対象

全職員

定員

33名×2回

日程

第1回 9月 1日（火）
第2回 1月26日（火）
【13:30～17:00】

講師

特別区人事・厚生事務組合等 職員

場所

特別区職員研修所
（千代田区神田相生町1番地 秋葉原センタープレイスビル4・5・6階）

カリキュラム(予定)

根拠法令に沿って特別区制度をより深く知りたい方にお勧めです。

0.5日（13:30～17:00）

講義

- 地方自治法等における特別区の定義・性格・役割
- 特別区の事務、税財政における特例
- 都と特別区、特別区相互間の調整の特例
- 演習 など

※カリキュラムの一部が変更になる場合があります。

問合せ先

特別区職員研修所 教務課 基本研修係
03-5298-3930～3936